

平成二年郵政省令第十八号

無線従事者規則

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第三十九条の二（指定講習機関）第二項及び第五項、第四十一条（免許）第二項第二号及び第三号、第四十六条（指定試験機関の指定）第二項、第四十七条（試験員、第四十七条の二（準用）並びに第四十九条（命令への委任）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線従事者規則（昭和十三年郵政省令第二百八号）の全部を改正する省令を次のように定める。）

無線従事者規則の全部を改正する省令八号）の全部を次のように改正する。

無線従事者規則（昭和三十三年郵政省令第二十号）の全部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 國家試験

第一節 試験の方法及び科目（第三条～第五条）

第二節 試験の一部免除（第六条～第八条）

第三節 試験の実施（第九条～第十二条）

第四節 学校等の認定（第十三条～第十九条）

第五章 養成課程の認定（第二十条～第二十九条）

第六章 資格、業務経歴等による免許の要件等（第三十三条～第四十四条）

第七章 免許（第四十五条～第五十二条）

第八章 証明（第五十三条～第六十条）

第九章 証明の手続（第五十三条～第六十条）

第一節 訓練の課程の認定（第六十一条～第六十九条）

第二節 訓練の課程の認定（第六十一条～第六十九条）

第七章 主任講習（第七十条～第七十五条）

第八章 指定講習機関（第七十六条～第八十四条）

第九章 指定試験機関（第八十五条～第九十六条）

附則 第一章 総則（目的）

この規則は、別に定めるものを除くほか、無線従事者及び船舶局無線従事者証明に關し、法の委任に基づく事項及び法の規定を実施するために必要とする事項を定めることを目的とする。

（定義）

この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一、「國家試験」とは、法第四十四条に規定する無線従事者国家試験をいう。

二、「養成課程」とは、法第四十一条第二項第二号に規定する無線従事者の養成課程をいう。

三、「免許」とは、法第四十一条に規定する免許をいう。

四、「証明」とは、法第四十八条の二に規定する船舶局無線従事者証明をいう。

五、「指定講習機関」とは、法第三十九条の二に規定する指定講習機関をいう。

六、「指定試験機関」とは、法第四十六条规定する指定試験機関をいう。

第二章 國家試験

第一節 試験の方法及び科目（試験の方法）

第二節 國家試験は、第五条に規定する電気通信術の試験については実地により、その他の試験については筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法によりそれぞれ行う。ただし、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。

第四節 削除（試験科目）

第五条 國家試験は、次の各号に掲げる無線従事者の資格に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。

（試験科目）

（1）モールス電信 一分間七十五字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（2）直接印刷電信 一分間五十字の速度の歐文普通語による約五分間の手送り送信

（3）電話一分間五十字の速度の欧文（運用規則別表第五号の欧文通話表によるもの）による約一分間の送話及び受話

（4）受話（試験科目）

（5）モールス電信 一分間五十字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（6）モールス電信 一分間五十字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（7）モールス電信 一分間五十字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（8）モールス電信 一分間五十字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（9）モールス電信 一分間五十字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（10）モールス電信 一分間五十字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（11）モールス電信 一分間五十字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（12）モールス電信 一分間五十字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（13）モールス電信 一分間五十字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（14）モールス電信 一分間五十字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（15）モールス電信 一分間五十字の速度のモールス電信 一分間八十字の速度の欧文暗語及び一分間百字の速度の欧文普通語によるそれを約五分間の手送り送信及び音響受信

（3）

無線設備及び無線設備のための測定機器の保守及び運用

ハ 無線工学B

空中線系及び電波伝搬（以下「空中線系等」という。）の理論、構造及び機能

（2）空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の概要

空中線系及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要

（3）口頭により十分に意思を表明する足以

第二級総合無線通信士の英会話

（1）無線工学の基礎

電気回路の概要

（2）電気物理の概要

電気回路の概要

（3）半導体及び電子管の概要

半導体及び電子管の概要

（4）電気磁気測定の概要

電気磁気測定の概要

（5）無線工学A

無線設備の理論、構造及び機能の概要

（6）無線設備のための測定機器の理論、構造及び機能の概要

無線設備及び無線設備のための測定機器の保守及び運用の概要

（7）無線工学B

空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の概要

（8）概要

空中線系及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要

（9）無線工学A

無線設備の理論、構造及び機能の概要

（10）無線工学B

空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の概要

（11）概要

空中線系及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要

（12）無線工学A

無線設備の理論、構造及び機能の概要

ト 英語

文書を十分に理解するために必要な英語

（1）文和訳

文書により十分に意思を表明するため

（2）和文英訳

に必要な和文英訳

（3）口頭により十分に意思を表明する足

りる英会話

（1）文和訳

電気回路の概要

（2）半導体及び電子管の概要

半導体及び電子管の概要

（3）電気物理の概要

電気物理の概要

（4）無線設備のための測定機器の理論、構造及び機能の概要

無線設備のための測定機器の理論、構造及び機能の概要

（5）無線工学B

空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の概要

（6）概要

空中線系及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要

（7）無線工学A

空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の概要

（8）概要

空中線系及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要

（9）無線工学B

空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の概要

（10）概要

空中線系及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要

（11）無線工学A

空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の概要

（12）無線工学B

空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の概要

主要な航路、航空路及び電気通信路を主とする世界地理

		これらに基づく命令の関係規定を含む。)	
		(2) 通信憲章、通信条約、無線通信規則 通信規則並びに海上における人命の安全のための国際条約、船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約及び国際航空条約（電波に関する規定に限る。）の概要	
ト 英語		へ 主要な航路、航空路及び電気通信路を中心とする世界地理の概要	
(1) 文書を適切に理解するために必要な英文和訳		(1) 文書を適切に理解するために必要な英文和訳	
(2) 文書により適切に意思を表明するため必要な和文英訳		(2) 文書により適切に意思を表明するため必要な和文英訳	
(3) 口頭により適切に意思を表明するに足りる英会話		(3) 口頭により適切に意思を表明するに足りる英会話	

		(2) 通信憲章、通信条約、無線通信規則 (海上における人命又は財産の保護のための無線通信業務及び無線測位業務に関する規定に限る。第七号及び第八号において同じ)、電気通信規則並びに海上における人命の安全のための国際条約及び船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（電波に関する規定に限る。）の概要	
ト 英語		へ 主要な航路、航空路及び電気通信路を中心とする世界地理の概要	
(1) 文書を適切に理解するために必要な英文和訳		(1) 文書を理解するために最小限必要な英文和訳	
(2) 文書により意思を表明するため最小限必要な和文英訳		(2) 文書により意思を表明するため最小限必要な和文英訳	
(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話		(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話	

		(1) 電波法及びこれに基づく命令（船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれらに基づく命令の関係規定を含む。）	
(1) 文書を十分に理解するために必要な英文和訳		(1) 文書を十分に理解するために必要な英文和訳	
(2) 文書により十分に意思を表明するため必要な和文英訳		(2) 文書により十分に意思を表明するため必要な和文英訳	
(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話		(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話	
ト 英語		へ 英語	
(1) 文書を十分に理解するために必要な英文和訳		(1) 文書を十分に理解するために必要な英文和訳	
(2) 文書により十分に意思を表明するため必要な和文英訳		(2) 文書により十分に意思を表明するため必要な和文英訳	
(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話		(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話	

		(1) 電波法及びこれに基づく命令（船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれらに基づく命令の関係規定を含む。）	
ト 英語		へ 英語	
(1) 文書を十分に理解するために必要な英文和訳		(1) 文書を十分に理解するために必要な英文和訳	
(2) 文書により十分に意思を表明するため必要な和文英訳		(2) 文書により十分に意思を表明するため必要な和文英訳	
(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話		(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話	
ト 英語		へ 英語	
(1) 文書を十分に理解するために必要な英文和訳		(1) 文書を十分に理解するために必要な英文和訳	
(2) 文書により十分に意思を表明するため必要な和文英訳		(2) 文書により十分に意思を表明するため必要な和文英訳	
(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話		(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話	

(3) 口頭により十分に意思を表明するに足りる英会話	七 第四級海上無線通信士
イ 無線工学	(1) 無線設備の理論、構造及び機能の基礎
(2) 空中線系等の理論、構造及び機能の基礎	(1) 無線設備の理論、構造及び機能の基礎
(3) 無線設備及び空中線系等のための測定及び運用の基礎	(2) 無線設備及び空中線系並びに無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の基礎
ロ 法規	(3) 電波法及びこれに基づく命令の概要

(1) 電波法及びこれに基づく命令（船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれらに基づく命令の関係規定を含む。）の概要	八 第一級海上特殊無線技士
ロ 法規	(2) 通信憲章、通信約、無線通信規則、電気通信術
(1) 電波法及びこれに基づく命令（船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれに基づく命令の関係規定を含む。）の簡略な概要	(1) 電波法及びこれに基づく命令（船舶安全法及び電気通信事業法並びにこれに基づく命令の関係規定を含む。）の概要
(2) 通信憲章、通信約、無線通信規則、電気通信術	(2) 通信憲章、通信約、無線通信規則、電気通信規則及び国際民間航空条約（電波に関する規定に限る。）の簡略な概要
イ 英語	イ 英語
(1) 文書を適切に理解するために必要な英文和訳	(1) 文書により適切に意思を表明するための必要な和文英訳
(2) 文書により適切に意思を表明するための必要な和文英訳	(2) 文書により適切に意思を表明するための必要な和文英訳
二 英語	二 英語
(3) 口頭により適切に意思を表明するに足りる英会話	(3) 口頭により適切に意思を表明するに足りる英会話
九 第二級海上特殊無線技士	九 第二級海上特殊無線技士
イ 無線工学	イ 無線工学
無線設備の取扱方法（空中線系及び無線機器の機能の概念を含む。）	無線設備の取扱方法（空中線系及び無線機器の機能の概念を含む。）

(1) 電気回路	十 第三級海上特殊無線技士
(2) 電気磁気測定	十一 レーダー級海上特殊無線技士
ロ 法規	(1) 電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要
(1) 無線設備の理論、構造及び機能の基礎	(1) 無線設備の取扱方法（レーダーの機能の概念を含む。）
イ 無線工学	イ 無線工学
無線設備の取扱方法（空中線系及び無線機器の機能の概念を含む。）	無線設備の取扱方法（空中線系及び無線機器の機能の概念を含む。）

(1) 無線設備の理論、構造及び機能の概要	十二 第一級陸上特殊無線技士
ロ 法規	(1) 電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要
(1) 無線設備の理論、構造及び機能の基礎	(1) 電波法及びこれに基づく命令の簡略な概要
イ 無線工学	イ 無線工学
無線設備の取扱方法（空中線系及び無線機器の機能の概念を含む。）	無線設備の取扱方法（空中線系及び無線機器の機能の概念を含む。）

(2) 空中線系等の理論、構造及び機能の概要	(3) 無線設備及び空中線系並びに無線設備の概要	(4) 機器の理論、構造及び機能の概要
(1) 電波法及びこれに基づく命令の概要	(2) 空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要	(3) 無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の概要
(1) 第二級アマチュア無線技士	(2) 通信憲章、通信条約及び無線通信規則	(1) 法規
イ 無線工学 無線設備の理論、構造及び機能の基礎	イ 空中線系等の理論、構造及び機能の基礎 無線設備及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の基礎	イ 電波法及びこれに基づく命令の概要 通信憲章、通信条約及び無線通信規則

2 イ 無線工学	2 イ 無線工学
(1) 無線設備の操作の範囲を考慮して行うことができる無線従事者の資格を有する者の行い、又はその監督を行うことのと/orする。	(1) 前項各号に掲げる試験科目の試験の出題については、電波法施行令(平成十三年政令第二百四十五号)第三条に定める当該無線従事者の資格を有する者の行い、又はその監督を行うことのと/orする。
第二節 試験の一部免除	第二節 試験の一部免除

第六条	第六条
次に掲げる資格の国家試験において合格点を得た試験科目(電気通信術を除く。以下この項において同じ。)のある者が当該試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内(総務大臣が天災その他非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日まで)に実施される当該資格の国家試験を受ける場合は、申請により、当該合	次に掲げる資格の国家試験において合格点を得た試験科目(電気通信術を除く。以下この項において同じ。)のある者が当該試験科目の試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年以内(総務大臣が天災その他非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日まで)に実施される当該資格の国家試験を受ける場合は、申請により、当該合
第七条	第七条

2 第三節 試験の実施	2 第三節 試験の実施
第九条	第九条

3 電気通信事業法第四十六条第三項(同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、申請により、別表第三号の区別に従つて、国家試験の一部を免除する。	2 一定の無線従事者の資格及び業務経歴を有する者が他の資格の国家試験を受ける場合は、前項の規定にかかわらず、申請により、別表第三号の区別に従つて、国家試験の一部を免除する。
第十一条	第十一条

2 試験の通知	2 試験の通知
第十二条	第十二条

を無線従事者国家試験結果通知書により通知する。

第四節 学校等の認定

(学校等の認定) 第七条に規定する学校等の認定は、総務大臣が別に告示する基準により行う。(認定の申請)

(認定の申請) 第十三条 前条の認定を受けようとする学校等の設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その学校等の概要その他の参考となる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

前条の認定を受けようとする学校等の設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その学校等の概要その他の参考となる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

第十四条

前条の認定を受けようとする学校等の設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その学校等の概要その他の参考となる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

二 学校等の名称及び所在地

認定を受けようとする学校等の学部及び学科(専攻)、コースその他の課程が置かれる学科にあっては、当該課程を含む。以下この

三 試験の免除を受けようとする資格の名称及び免除を受けようとする試験科目

設置者の名称又は氏名、認定を受けようとする試験科目に関する次の事項

四 教員(教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別)の氏名、担当科目及び担当時間

電気通信術の教員の有する無線従事者の資格及び無線設備の操作に関する業務の経歴(電気通信術の試験の免除を受けようとする場合に限る)。

五 教育実習実験設備(名称及び員数を含む)の入学資格及び修業年限

教育課程(科目ごとの単位数を換算した時間数を含む)、学生又は生徒の定員

六 担当時間

教育課程(科目ごとの単位数を換算した時間数を含む)。

七 担当時間

教員(教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別)の氏名、担当科目及び担当時間

八 担当時間

教員(教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別)の氏名、担当科目及び担当時間

九 担当時間

教員(教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別)の氏名、担当科目及び担当時間

十 担当時間

教員(教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別)の氏名、担当科目及び担当時間

十一 担当時間

教員(教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別)の氏名、担当科目及び担当時間

十二 担当時間

教員(教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別)の氏名、担当科目及び担当時間

十三 担当時間

教員(教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別)の氏名、担当科目及び担当時間

十四 担当時間

教員(教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別)の氏名、担当科目及び担当時間

十五 担当時間

(認定書の交付)

総務大臣は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る学校等が第十三条に規定する基準に適合するものと認定をしたときは、認定書を交付する。

(変更の届出等)

学校等の認定を受けた者は、当該学校等に關し第十四条第一項第一号(学校等の所在地を除く)、第二号又は第五号(イを除く)に掲げる事項を変更するときは、あらかじめそ

の内容及び変更する年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、次条第一項の規定により認定の取消しの申請をする場合は、この限りでない。

認定を受けた者は、第十四条第一項第一号(学校等の所在地に限る)又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。

した学校等及び前条第二項の規定により認定の効力が失われた学校等に係る公表は、それぞれ認定を取り消した日又は認定の効力が失われた日から三年を経過する日までとする。

(資料の提出等)

総務大臣は、この節の規定の施行に関する必要があると認めるときは、学校等の設置者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(第三章 養成課程の認定)

前項の場合において、総務大臣は、第十三条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

(養成課程の対象)

前項の場合において、総務大臣は、第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、又は学校等の認定を受けた者から当該認定の取消しの申請があつたときは、その認定を取り消すことができる。

(第二十条 法第四十一条第二項第一号の総務省令で定める資格は、次のとおりとする。ただし、学校等の教育課程(一年以上のものに限る)に無線通信に関する科目を開設して行う養成課程(以下「長期型養成課程」という。)については、第一号から第十二号までに掲げる資格とする。

第三級海上無線通信士

第四級海上無線通信士

第一級海上特殊無線技士

第二級海上特殊無線技士

第三級海上特殊無線技士

レーダー級海上特殊無線技士

航空無線通信士

第一級陸上特殊無線技士

第二級陸上特殊無線技士

第三級陸上特殊無線技士

第四級アマチュア無線技士

第三級アマチュア無線技士

第四級アマチュア無線技士

(認定の基準)

法第四十一条第二項第一号の総務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。

第一次のいずれかに該当する者で、総合通信局長がその養成課程を確実に実施することのであることを認めるものである。

第一次のいずれかに該当する者で、総合通信局長がその養成課程を確実に実施することのであることを認めるものである。

第一次のいずれかに該当する者で、総合通信局長がその養成課程を確実に実施することのであることを認めるものである。

第一次のいずれかに該当する者で、総合通信局長がその養成課程を確実に実施することのであることを認めるものである。

第一次のいずれかに該当する者で、総合通信局長がその養成課程を確実に実施することのであることを認めるものである。

第一次のいずれかに該当する者で、総合通信局長がその養成課程を確実に実施することのであることを認めるものである。

二 養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって養成課程に管理することができる者と認める管理責任者(養成課程の運営を直接管理する責任者をいう。以下この章において同じ。)を置くものであること。

(四 申請者、代表者、管理責任者又は講師等(設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに従事する者を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれにも該当しない者)

法若しくは法に基づく命令又は罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その後の処分の日から二年を経過しない者

第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつて、その処分の日から二年を経過しない者

法若しくは法に基づく命令又は罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第二十八条规定の処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつて、その処分の日から二年を経過しない者

法若しくは法に基づく命令又は罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

法若しくは法に基づく命令又は罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

る授業をいう。以下同じ。)のいずれかに該当するものであること。

イ 集合形式で講師が対面により行う授業

ロ 電気通信回線を使用して、複数の教室等に対して同時に行う授業

ハ 授業の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該授業を行う教室等以外の場所に対して同時に行う授業

二 電気通信回線を使用して行う授業(ロ及びハに掲げるものを除く。)であつて、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

ホ 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体を使用して行う授業であつて、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

八 養成課程の種別及び担当する授業科目に応じ、別表第七号に掲げる無線従事者の資格を有する者(総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有するものと認めるものと含む。)で、その経歴等からみて総合通信局長が適当と認めるものが講師等として授業に從事するものであること。

九 同時受講型授業又は同時・隨時受講型授業(同時受講型授業に係る部分に限る。)の講師は、一の会場当たりの養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

十 電気通信術以外の授業科目の授業においては、標準教科書(当該科目の授業に適するものとして総務大臣が別に告示した教科書。以下同じ。)又はこれと同等以上の内容を有する教科書(電磁的方法により作成されたもの)であつては、授業内容の進捗状況を管理する機能を有しているものに限る。以下同じ。)を使用するものであること。(総合通信局長が特にその必要がないと認めた場合を除く。)

十一 その養成課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより、試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。

十二 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であること。

十三 第七号から前号までに掲げるものは、実施の期間、講師等の担当する授業科目別授業時間(隨時受講型授業又は同時・随时受講型授業(隨時受講型授業に係る部分に限る。)の場合は、講師等の担当する授業科目、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

二 電気通信回線を使用して行う授業(ロ及びハに掲げるものを除く。)であつて、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

ホ 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体を使用して行う授業であつて、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

八 養成課程の種別及び担当する授業科目に応じ、別表第七号に掲げる無線従事者の資格を有する者(総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有するものと認めるものと含む。)で、その経歴等からみて総合通信局長が適当と認めるものが講師等として授業に從事するものであること。

九 同時受講型授業又は同時・随时受講型授業(同時受講型授業に係る部分に限る。)の講師は、一の会場当たりの養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

十 電気通信術以外の授業科目の授業においては、標準教科書(当該科目の授業に適するものとして総務大臣が別に告示した教科書。以下同じ。)又はこれと同等以上の内容を有する教科書(電磁的方法により作成されたもの)であつては、授業内容の進捗状況を管理する機能を有しているものに限る。以下同じ。)を使用するものであること。

十一 その養成課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより、試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。

十二 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であること。

十四 第二十二条 法第四十一条第二項第一号に規定する認定を受けようとする者は、その養成課程に基づく处分に違反して、法第七十六条第一項(法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その後を経過しない者

ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反して、法第七十六条第一項(法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)又は第七十九条第一項の処分の日から二年を経過しない者

ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつて、その処分の日から二年を経過しない者

四 その養成課程の実施に必要な設備を備えるものであること。

五 養成課程の種別に応じ、別表第七号の二に掲げる授業科目及び授業時間を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。

六 養成課程の種別及び担当する授業科目に応じ、学校教育法第一条に規定する大学若しくは高等専門学校において無線通信に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者又はこれらの者と同等以上の知識及び技能を有するものと総合通信局長が認める者が講師として授業に從事するものであること。

七 学校等が定める方法により養成課程の授業科目の内容を習得したことの確認を行い、その授業科目の内容を習得したと認める者に限り、当該養成課程の修了証明書又はこれに代えて科目履修証明書及び卒業証明書(学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者にあっては、修了証明書)若しくは総合通信局長が適当と認めるその他の証明書(以下「修了証明書等」という。)を発行するものであること。

二 長期型養成課程の認定の基準は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 学校等であつて、総合通信局長がその養成課程を確實に実施することのできるものと認められるものが実施するものであること。

ハ 総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することのできる者と認める管理責任者を置くものであること。

三 申請者、代表者、管理責任者又は講師が、次の場合のいずれにも該当しないこと。

イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反して、法第七十六条第一項(法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その後を経過しない者

ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつたこと。

四 管理責任者の氏名、生年月日及び職業(勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。)

五 設備の状況

六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所(隨時受講型授業又は同時・随时受講型授業(隨時受講型授業に係る部分に限る。)の場合にあつては、受講形態の概要)

ロ 授業科目及び授業科目別授業時間(同時に受講型授業又は同時・随时受講型授業(同時に受講型授業に係る部分に限る。)の場合にあつては、時間割を含む。)並びに実施要領(前条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。)

二 養成課程を設けようとする学校等の学部及び学科の名称並びにその学部及び学科の入学定員	三 養成課程の種別
四 設置者の名称又は氏名	五 学校等の設立及び目的
六 学校等の設立及び部科設置の年月日	七 入学資格及び修業年限
八 養成課程を設けようとする教育課程（部科別）の概要	九 管理責任者の氏名及び履歴
十 別表第七号の二に規定する授業科目を担当する講師（常勤及び非常勤の別）の氏名、履歴及び担当時間	十一 養成課程の実施に必要な設備の状況
口 授業科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領（前条第二項第五号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）	十二 実施計画に関する事項で次に掲げるもの
口 入学定員のうち養成課程の受講見込者数	十三 代表者、管理責任者又は講師が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容
ハ 修了証明書等の発行の条件	イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。
ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。	ハ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく处分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。
ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつたこと。	十四 その他参考となる事項（申請の手続の簡略）
第五十二条の二 同一の者が実施する二以上の養成課程（申請の日から三年以内に養成課程の実施の期間が満了するものに限る。）であつて、その養成課程の主たる実施の場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内であるものに関する前条第一項の申請は、その申請を行ふ場合	第五十二条の二 同一の者が実施する二以上の養成課程（申請の日から三年以内に養成課程の実施の期間が満了するものに限る。）であつて、その養成課程の主たる実施の場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内であるものに関する前条第一項の申請は、その申請を行ふ場合

第一二二条の三 前二条の規定により総合通信局長に提出する教科書により作成された教科書の提出方法（電磁的方法により作成された教科書の提出方）	第一二三条 総合通信局長は、第二十二条の申請があつた場合において、当該申請に係る養成課程が第二十一条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。ただし、同条第一項第四号又は第二項第三号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することが適当と認められるときは、総合通信局長は、これらの規定にかかるわらず、認定することができる。

第一二二条の三 前二条の規定により総合通信局長に提出する教科書により作成された教科書の提出方法（電磁的方法により作成された教科書の提出方）	第一二二条の三 前二条の規定により総合通信局長に提出する教科書により作成された教科書の提出方法（電磁的方法により作成された教科書の提出方）

イ ロ 実施の期間（長期型養成課程の場合を除く。）	一 養成課程の種別
ハ 授業科目別授業時間（随时受講型授業又は同時・随时受講型授業（随时受講型授業に係る部分に限る。）の場合にあつては、担当する授業科目）	二 認定施設者
ト 修了試験の問題（長期型養成課程の場合へ履修者数（修了者の氏名及び生年月日（長期型養成課程の場合に限る。）その他参考となる事項（書類の保存）	三 実施の期間（資料の提出等）
チ その他の参考となる事項	四 その他参考となる事項
（書類の保存）	

第二十七条 認定施設者は、その養成課程（長期型養成課程を除く。）が終了した日から二年間、当該養成課程の修了試験の問題及び答案を保存しなければならない。

2 前項の規定による問題及び答案の保存は、電磁的方法による記録に係る記録媒体により行うことができる。（この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならぬ。（認定の取消し等）

第二十八条 総合通信局長は、法第四十一条第二項第二号に規定する認定をした養成課程が第二十一条に規定する基準に適合しないものとなつたときは、その認定を取り消すことができる。

2 総合通信局長は、認定施設者が第二十五条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

3 前二項の規定により認定を取り消された者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総合通信局長に返納しなければならない。（廃止）

第二十九条 認定施設者は、その養成課程を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総合通信局長に届け出なければならない。（廃止）

2 前項の届出があつたときは、その養成課程に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。（現に認定している養成課程の公表）

第二十八条の三 総合通信局長は、現に第二十三条第一項の規定により認定している養成課程について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（総合通信局長は、現に第二十三

条第一項の規定により認定している養成課程について、次に掲げる事項をインターネットの利

用その他の方法により公表するものとする。）

（免許の要件等）									
第三十条 法第四十一条第二項第三号の総務省令で定める資格及び無線通信に関する科目は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ中欄及び下欄に掲げるとおりとする。									
第三章の二 学校の卒業者に対する免許の									
上級 第 特 海 三	士 線 殊 上 級 第 技 無 特 海 二	大 学 大 学 (短期 を除く。)	学 校	（免 許 の 要 件 等）	（免 許 の 要 件 等）	（免 許 の 要 件 等）	（免 許 の 要 件 等）	（免 許 の 要 件 等）	（免 許 の 要 件 等）
一 学 そ の 他 無 線 機 器	一 目 の 科 目 に 關 す る 科 目	四 四 電 波 法 規	三 三 電 子 計 測	二 二 電 磁 波 工	一 一 無 線 機 器	科 目	科 目 名	科 目 名	科 目 名
構 造 機 能 の 無 線 機 器 の 理 論 構 造 機 能 の 無 線 機 器 の 理 論 構 造	無 線 機 器 の 理 論 構 造 機 能 の 無 線 機 器 の 理 論 構 造	電 波 法 令	測 定 機 器 の 理 論 構 造 機 能 の 無 線 機 器 の 理 論 構 造	空 中 線 系 等	無 線 機 器 の 理 論 構 造 機 能 の 無 線 機 器 の 理 論 構 造	科 目	科 目 名	科 目 名	科 目 名

高 又 む を 課 前 学 職 専 よ 法 教 (大 短 学 等 は) 含 程 期 の 大 門 る に 育 校 学 期	土 線 殊 上 級 第 技 無 特 海 二	土 線 殊 上 級 第 技 無 特 陸 一	土 線 殊 技 無
科 目	科 目	科 目	科 目
一 一 無 線 機 器	四 四 電 波 法 規	三 三 電 子 計 測	二 二 電 磁 波 工
機 器 に 關 す る 科 目	機 器 に 關 す る 科 目	機 器 に 關 す る 科 目	機 器 に 關 す る 科 目

士 線 殊 上 級 第 技 無 特 陸 二	士 線 殘	士 線 殘
科 目	科 目	科 目
一 一 無 線 機 器	二 二 電 磁 波 工	二 二 電 磁 波 工
機 器 に 關 す る 科 目	機 器 に 關 す る 科 目	機 器 に 關 す る 科 目

2 前条第一項の確認を受けた者は、当該確認を受けた期間の経過前に、確認を受けた第三十条の表の中欄に掲げる資格を取得するために必要な同表の下欄に掲げる無線通信に関する科目を変更するときは、当該変更の日以後の期間又は短縮する期間について、当該確認の取消しの申請をするなければならない。
(確認の取消し等)

第三十二条の一 総務大臣は、第三十一条第一項の確認をした無線通信に関する科目が、当該確認をした期間の経過前に、第三十条の表の中欄に掲げる資格の免許を受けるために必要な同表の下欄に掲げる科目の内容に適合しなくなつたと認めるとき、又は第三十一条第一項の確認を受けた者から当該確認の取消しの申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

2 前項の規定により確認を取り消された者は、その取消しに係る確認書を総務大臣に返納し、又は必要な訂正を受けなければならぬ。

(廃校等の届出)

第三十二条の三 第三十一条第一項の確認を受けた者は、当該確認を受けた期間の経過前に、当該学校又は確認に係る学部若しくは学科を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、その廃止に係る学校又は学部若しくは学科に関する科目の確認書は、当該廃止の日に、将来に向かつてその効力を失う。
(確認した科目内容の公表)

第三十二条の四 総務大臣は、第三十一条第一項の規定により確認した無線通信に関する科目、学校の名称、学部又は学科の名称、免許の対象資格その他必要と認める事項をインターネット上に公表する。この利用その他の方法により公表するものとする。

2 前項の場合において、総務大臣は、第三十一條第一項の確認をした無線通信に関する科目又は同条第二項の申請に係る無線通信に関する科目が、第三十条の表の中欄に掲げる資格の免許することができる。

(資料の提出等)

第三十二条の五 総務大臣は、この章の規定の施行に関し必要があると認めるときは、第三十一条第一項の確認を受けた者又は同条第二項の申請をした者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

<p>第一級 陸上無線技術士</p> <p>現に第一級総合無線通信士又は第二級陸上無線技術士の資格を有し、かつ、当該資格により無線局の無線設備（アマチュア局の無線設備を除く。）の操作に七年以上従事した経験を有すること。</p>
<p>第二級 陸上無線技術士</p> <p>現に第二級総合無線通信士の資格を有し、かつ、当該資格により無線局の無線設備（アマチュア局の無線設備を除く。）の操作に七年以上従事した経験を有すること。</p>

行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

口 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

ハ 第四十一条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた認定講習課程の管理責任者であつて、その処分の日から二年を経過しない者

六 その認定講習課程の実施に必要な設備を備えるものであること。

七 認定講習課程の種別（前条第一項の表の上欄に掲げる資格でその認定講習の別をいう。以下同じ。）に応じ、別表第八号に掲げる講習科目及び講習時間（総務大臣が別に告示する要件を満たす者については、告示する講習時間）を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。

八 講習形態は、講習科目別に同時受講型講習（いかからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。）又は随時受講型講習（ニ及びホに掲げるものをいう。以下同じ。）に該当するものであること。

イ 集合形式で講師が対面により行う講習（電気通信回線を使用して、複数の教室等に対して同時に行う講習）に該当するものとし、該講習を行った者による記録を用いて行う講習（ロ及びハに掲げるものを除く。）であつて、同時受講型講習に相当する教育効果を有するものであることを証明するものであること。

九 使用して行う講習であつて、同時受講型講習に相当する教育効果を有するものであることを証明するものであること。

本 電磁的方法による記録に係る記録媒体を用いて行う講習であつて、同時受講型講習の実施に相当する教育効果を有するものであることを証明するものであること。

十 認定講習課程の種別及び講習科目に応じ、講習を行うのに十分な知識及び能力を有する者で、別表第十号に掲げる要件を備えたものが講師等として従事するものであること。

十一 同時受講型講習の講師は、一の会場につき一人以上を置くものであること。

十一 講習科目の講習においては、教材等（当該科目の講習に適するものとして総務大臣が認める教科書その他の教材（電磁的方法により作成されたものにあっては、講習内容の進捗状況を管理する機能を有しているものに限る。）をいう。以下同じ。）を使用するものであること。

十二 認定講習課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより、試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該認定講習課程の修了証明書を発行するものであること。

十三 認定講習課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、委託して行われる業務の範囲及び責任が明確であること。

十四 第八号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師等の担当する講習科目別講習時間（隨時受講型講習の場合にあっては、講師等の担当する講習科目、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

（認定の申請）

第三十五条 認定講習課程を実施しようとする者は、認定講習課程の種別及びその課程の一ごとに次に掲げる事項を記載した申請書に、使用する教材等を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、申請書に記載する事項又は提出する教材等が既に提出した申請書に記載したもの又は提出した教材等と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同様の事項の記載又は教材等の提出を省略することができる。

一 認定講習課程の種別

二 氏名又は名称及び住所

三 実施しようとする理由

四 管理責任者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。）

五 設備の状況

六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所（隨時受講型講習の場合にあっては、受講形態の概要）

ロ 講習科目及び講習科目別講習時間（同時に受講型講習の場合にあっては、時間割を含む。）並びに実施要領（前条第七号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する講習科目別講習時間（隨時受講型講習の場合にあっては、担当する講習科目）

二 講習人員

ホ 使用する教材等の名称及び発行者の氏名又は名称

ト 試験問題の作成方針及び管理方法

ヘ 試験證明書の発行の条件

チ 試験の方法

リ 認定講習課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行わせる場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）

ヌ 施設費及び運営費並びにその支弁方法

ル 受講料の額

七 実施する者が行う業務

ハ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。

イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。

ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分を受けた認定講習課程の管理責任者で、当該処分を受けた認定講習課程の管理責任者であつたこと。

九 その他参考となる事項

（申請の手続の簡略）

第三十五条の二 同一の者が実施する二以上の認定講習課程（申請の日から三年以内に認定講習課程の実施の期間が満了するものに限る。）であつて、その認定講習課程の主たる実施の場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内であるものに関する前条の申請は、その申請を同時に提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。（変更の承認等）

第三十七条 前条の認定を受けた講習課程を実施する者（以下「認定講習課程実施者」という。）は、その認定講習課程を第三十四条に規定する基準に適合するように維持しなければならない。

三 前項の認定書には、その認定が第三十四条第七号の総務大臣が別に告示する講習時間によるものであるときは、その旨及び当該講習時間を記載するものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により認定したときは、認定書を交付する。

3 前項の認定書には、その認定が第三十四条第七号の総務大臣が別に告示する講習時間によるものであるときは、その旨及び当該講習時間を記載するものとする。

（基準の維持等）

第三十八条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類（使用する教材等を変更しようとするときは、変更後使用する教材等を含む。）を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一 管理責任者

二 設備の状況

三 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 講習科目及び講習科目別講習時間（同時に受講型講習にあっては、時間割を含む。）並びに実施要領（第三十四条第七号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等（その担当別を含み、第三項第二号ロに掲げるものを除く。）

（電磁的方法により作成された教材等の提出方）

ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する講習科目別講習時間（隨時受講型講習の場合にあっては、担当する講習科目）

二 講習人員

ホ 使用する教材等の名称及び発行者の氏名又は名称

ト 試験問題の作成方針及び管理方法

ヘ 試験證明書の発行の条件

チ 試験の方法

リ 認定講習課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行わせる場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）

ヌ 施設費及び運営費並びにその支弁方法

ル 受講料の額

七 実施する者が行う業務

ハ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。

イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと。

ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分を受けた認定講習課程の管理責任者で、当該処分を受けた認定講習課程の管理責任者であつたこと。

九 その他参考となる事項

（申請の手続の簡略）

第三十五条の二 同一の者が実施する二以上の認定講習課程（申請の日から三年以内に認定講習課程の実施の期間が満了するものに限る。）であつて、その認定講習課程の主たる実施の場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内であるものに関する前条の申請は、その申請を同時に提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。（変更の承認等）

第三十八条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類（使用する教材等を変更しようとするときは、変更後使用する教材等を含む。）を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一 管理責任者

二 設備の状況

三 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 講習科目及び講習科目別講習時間（同時に受講型講習にあっては、時間割を含む。）並びに実施要領（第三十四条第七号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等（その担当別を含み、第三項第二号ロに掲げるものを除く。）

二 使用する教材等（変更後使用する教材等が既に総務大臣が認めた教材等であるときを除く。）	ト 認定講習課程の実施による業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範団（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）
チ 施設費及び運営費並びにその支弁方法	ト 認定講習課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）
リ 受講料の額	ト 認定講習課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範団（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）
四 実施する者が行う業務	ト 認定講習課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範団（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）
五 実施する者、代表者、管理責任者又は講師等が第三十五条第八号イからハまでのいずれかに該当することの有無	ト 認定講習課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範団（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）

六 ト その他参考となる事項	ト その他参考となる事項
七 第四十四条 削除	ト その他参考となる事項
八 第四十五条 法第四十二条の規定により免許を取得しない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	ト その他参考となる事項
九 第四十六条 免許を受けようとする者は、別表第一項の規定により認定している認定講習課程について、次に掲げる事項をインターネット上の利用その他の方法により公表するものとする。	ト その他参考となる事項
一 認定講習課程の種別	ト その他参考となる事項
二 認定講習課程実施者	ト その他参考となる事項
三 実施の期間	ト その他参考となる事項

四 第四十七条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程が終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項
五 第四十八条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程が終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項
六 第四十九条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項
七 第五十一条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程が終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項
八 第五十二条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程が終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項
九 第五十三条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程が終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項

一 第五十四条 免許を受けようとする者は、別表第一項の規定により認定している認定講習課程について、次に掲げる事項をインターネット上の利用その他の方法により公表するものとする。	ト その他参考となる事項
二 第五十五条 法第四十二条の規定により免許を取得しない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	ト その他参考となる事項
三 第五十六条 免許を受けようとする者は、別表第一項の規定により認定している認定講習課程について、次に掲げる事項をインターネット上の利用その他の方法により公表するものとする。	ト その他参考となる事項
四 第五十七条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程が終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項
五 第五十八条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程が終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項
六 第五十九条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程が終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項
七 第六十条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程が終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項
八 第六十一条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程が終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項
九 第六十二条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程を終了したときは、次に掲げるものとし、その認定講習課程が終了したときは、次に掲げるものとする。	ト その他参考となる事項

二 免許を受けようとする者が他の無線従事者
免許証の交付を受けており、当該無線従事者
免許証の番号を前項の申請書に記載する
とき。

三 免許を受けようとする者が電気通信事業法
第四十六条第三項の規定により、電気通信主
任技術者資格者証の交付を受けており、当該
電気通信主任技術者資格者証の番号を前項の
申請書に記載するとき。

四 免許を受けようとする者が電気通信事業法
第七十二条第二項において準用する同法第四
十六条第三項の規定により、工事担任者資格
者証の交付を受けており、当該工事担任者資
格者証の番号を前項の申請書に記載する時
き。

(免許証の交付)

第五十七条 総務大臣又は総合通信局長は、免許
を与えたときは、別表第十三号様式の免許証を
交付する。

2 前項の規定により免許証の交付を受けた者
は、無線設備の操作に関する知識及び技術の向
上を図るよう努めなければならない。

第四十八条 及び第四十九条 刪除
(免許証の再交付)

第五十条 無線従事者は、氏名に変更を生じたと
き又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったた
めに免許証の再交付を受けようとするときは、
別表第十一号様式の申請書に次に掲げる書類を
添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなけ
ればならない。

一 免許証(免許証を失った場合を除く。)
二 写真一枚
三 氏名の変更の事実を証する書類(氏名に変
更を生じたときに限る。)

(免許証の返納)

第五十一条 無線従事者は、免許の取消しの処分
を受けたときは、その処分を受けた日から十日
以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長
に返納しなければならない。免許証の再交付を
受けた後失った免許証を発見したときも同様と
する。

一 証明書(証明書を失った場合を除く。)
二 氏名の変更の事実を証する書類(前条に規
定する場合に限る。)
三 証明の効力を確認するための書類(証明書
を失った場合に限る。)

(証明書の返納)

第五十二条 法第四十三条の無線従事者原簿に記
載する事項は、次のとおりとする。

第一項(無線従事者原簿)

第五十三条 証明を受けようとする者は、別表第
十六号様式の申請書を総務大臣に提出しなけれ
ばならない。この場合において、法第四十八条
の二第二項第二号に該当する者は、同号の訓練
の課程を修了したことを証明する書類を添える
ものとする。

(証明書の交付)

第五十四条 総務大臣は、証明を行ったときは、
別表第十七号様式の船舶局無線従事者証明書
(以下「証明書」という。)を交付する。

(証明書の訂正)

第五十五条 刪除
(証明書の再交付)

第五十六条 総務大臣は、証明を受けた者は、氏名に変更を生
じたときは、別表第十九号様式の申請書に証明
書及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて
総務大臣に提出し、証明書の訂正を受けなければ
ならない。ただし、次条の規定による証明書
の再交付を受けることを妨げない。

(証明書の再交付)

第五十七条 証明を受けた者は、証明書を汚し、
破り、失い、又は証明書の経歴の記載欄の余白
が無くなつたために再交付を受けようとすると
きは、別表第二十号様式の申請書に次に掲げる
書類を添えて総務大臣に提出しなければならな
い。

一 証明書(証明書を失った場合を除く。)
二 氏名の変更の事実を証する書類(前条に規
定する場合に限る。)
三 証明の効力を確認するための書類(証明書
を失った場合に限る。)

(証明書の返納)

第五十八条 証明を受けた者は、証明が失効した
とき又は証明の取消しの処分を受けたときは、
その失効した日又は処分を受けた日から十日以
降に、総合通信局長に返納しなければならない。

第六章 証明の手続
第一節 証明の手続
(訓練の実施)

第五十九条 法第四十八条の三第一号に規定する訓練(以下「新規訓練」という。)及び再訓練の科目、時数、実施時期及び場所は、別表
申請書を総合通信局長に提出しなければなら
い。

第六十条 法第四十八条の二第一項第一号に規定する訓練(以下「新規訓練」という。)及び再訓練の科目、時数、実施時期及び場所は、別表
第二十二号のとおりとする。

2 新規訓練の実施期日その他その訓練の実施に
関する事項は、あらかじめ公示する。

3 総務大臣又は総合通信局長は、第五十三条の
申請又は前条の申請があつたときは、申請者
(法第四十八条の二第二項第二号に該当するも
のを除く。)に新規訓練又は再訓練の実施日時、
場所その他その訓練の実施に関して必要な事項
を通知する。

第二節 訓練の課程の認定
(認定の基準)

第六十一条 法第四十八条の二第一項第二号に規定する認定(以下「認定新規訓練の認定」とい
う。)及び法第四十八条の三第一号に規定する
認定(以下「認定再訓練の認定」という。)は、
次に掲げる基準に適合すると認められる訓練の
課程について行う。

一 営利を目的とするものでないこと。
二 総合通信局長がその訓練の課程を確実に実
施することのできる者と認めるものが実施す
るものであること。

三 管理責任者(訓練の課程の運営を直接管理
する責任者をいう。以下この節において同
じ。)で、総合通信局長がその訓練の課程の
運営を厳正に管理することのできるものと認
めるものを置くものであること。

四 その訓練の課程の実施に必要な設備を備え
るものであること。

五 実施計画に関する事項で次に掲げるもの
ロ訓練の科目及び科目別時数(時間割を含
む)並びに訓練要領(総務大臣が別に告
示する訓練要領に係るものに限る。)

ハ講師の氏名、職業、経歴、無線従事者の
条件

六 施設費及び運営費並びにその支弁方法

七 實施する者が行う業務

ハ講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれ

内にその証明書を総務大臣に返納しなければな
らない。証明書の再交付を受けた後失った証明
書を発見したときも同様とする。

2 証明を受けた者が死亡し、又は失うる宣告
を受けたときは、戸籍法による死亡又は失うる
宣告の届出義務者は、遅滞なく、その証明書を
総務大臣に返納しなければならない。

3 氏名及び生年月日

4 免許を取り消され、若しくは業務に従事す
ることを停止された者又は法第九章の罪を犯
し刑に処せられた者であるときは、その旨並
びに理由及び年月日

5 免許を取り消され、若しくは業務に従事す
ることを停止された者又は法第九章の罪を犯
し刑に処せられた者であるときは、その旨並
びに理由及び年月日

6 その他総務大臣が必要と認める事項

第六章 証明

内にその証明書を総務大臣に返納しなければな
らない。証明書の再交付を受けた後失った証明
書を発見したときも同様とする。

2 証明を受けた者が死亡し、又は失うる宣告
を受けたときは、戸籍法による死亡又は失うる
宣告の届出義務者は、遅滞なく、その証明書を
総務大臣に返納しなければならない。

3 第一級総合無線通信士の資格を有し、か
つ、証明を受けた者(総合通信局長がこれと
同等以上の知識及び技能を有する者と認める
ものを含む。)で、その経歴等からみて総合
通信局長が適当と認めるものが講師として訓
練に従事するものであること。

4 第四十八条の二第二項第二号の認定に係
る訓練の課程については、その課程を修了し
た者に限り、その課程を修了したことを証
する書類を発行するものであること。

5 第四十八条の三第一号に規定する訓練(以下
「新規訓練」という。)及び再訓練の科目、時数、
実施時期及び場所は、別表

申請書を総合通信局長に提出しなければなら
い。

らに基づく処分に違反して法第七十六条规定（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）若しくは法第七十九条の規定による処分を受けたこと又は罪を犯して刑に処せられたことの有無（それがある場合は、その事由を含む。）

九 その他参考となる事項

（認定）

総合通信局長は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る訓練の課程が第六十一条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。

2 総合通信局長は、前項の規定により認定したときは、認定書を交付する。

第六十三条 総合通信局長は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る訓練の課程が第六十一条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。

2 総合通信局長は、前項の規定により認定したときは、認定書を交付する。

第六十四条 認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者は、その訓練の課程を第六十一条に規定する基準に適合するように維持しなければならない。

（基準の維持）

第六十五条 認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者は、その訓練の課程を第六十一条に規定する基準に適合するように維持しなければならない。

（変更の承認等）

第六十六条 認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者は、その訓練の課程の管理責任者、実施の期間又は講師（その担当別を含む。）を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を提出し、あらかじめ総合通信局長の承認を受けなければならぬ。

2 認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者は、第六十二条各号に掲げる事項（前項の規定により承認を受けなければならないもののを除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総合通信局長に届け出なければならない。

（報告）

第六十七条 認定再訓練の認定を受けた者は、その訓練の課程が終了したときは、その都度直ちに、その旨を総合通信局長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該訓練の課程に関する、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。

一 実施の期間及び場所

二 訓練の科目別時数

三 講師の氏名及び担当科目別時数

四 修了者の氏名、生年月日及び証明書の番号

五 その他参考となる事項

（認定の取消し等）

第六十八条 総合通信局長は、認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定をした訓練の課程が第六十一条に規定する認定基準に適合しないものとなつたときは、その認定を取り消す。

2 総合通信局長は、認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者が第六十六条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

2 総合通信局長は、認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者に、その認定を取り消された者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総合通信局長に返納しなければならない。

（廃止）

第六十九条 認定新規訓練の認定又は認定再訓練の認定を受けた者は、その訓練の課程を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総合通信局長に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、その訓練の課程に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。

（資料の提出等）

第六十条 総合通信局長は、この節の規定の施行に関し必要があると認めるときは、第六十二条の申請をした者又はその認定を受けた者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

2 前項の場合において、総合通信局長は、第六十二条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

（主任講習の区分）

第七章 主任講習

第六十一条 法第三十九条の二第二項の総務省令で定める講習（以下「主任講習」という。）の区分は、次のとおりとする。

一 海上主任講習 海岸局、船舶局、海岸地球局、船舶地球局その他船舶の航行の安全に密接な関係のある通信を行ふ無線局に選任される主任無線従事者を対象とする主任講習

二 航空主任講習 航空局、航空機局、航空地

球局、航空機地球局その他航空機の航行の安

全に密接な関係のある通信を行ふ無線局に選任される主任無線従事者を対象とする主任講習

三 地上主任講習 地上局その他の無線局に選

任される主任無線従事者を対象とする主任講習

四 陸上主任講習 前二号に規定する無線局以

外の無線局に選任される主任無線従事者を対象とする主任講習

（主任講習の科目等）

第七十一条 前条各号に掲げる主任講習の科目及び時間数は、別表第二十四号に掲げるとおりとする。

2 主任講習は、同時受講型講習又は随時受講型講習の方針により行うものとする。

（公示）

第七十二条 主任講習の日時及び場所（隨時受講型講習にあつては、主任講習の期間）その他の主任講習の実施に關する必要な事項は、総務大臣又は指定講習機関があらかじめ公示する。

2 指定講習機関が前項の規定による公示を行うときは、法第三十九条の五に規定する業務規程に定める方法により行わなければならない。

（主任講習の申請）

第七十三条 法第三十九条第七項（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定により、主任講習を受けようとする者は、別表第二十五号様式の主任無線従事者講習受講申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 指定講習機関が行う主任講習を受けようとする者は、当該指定講習機関が定めるところにより、申請書を当該指定講習機関に提出しなければならない。

（主任講習の通知）

第七十四条 総務大臣又は指定講習機関は、前条の申請があつたときは、申請者に主任講習の日時及び場所（随时受講型講習にあつては、主任講習の期間）を通知する。

（修了証）

第七十五条 総務大臣又は指定講習機関は、主任講習を修了した者に對しては、主任無線従事者の講習修了証を交付する。

（第八章 指定講習機関）

第七十六条 法第三十九条の二第二項の規定による指定（以下この章において「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 行おうとする主任講習の区分

二 名称及び住所

三 主任講習の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書）

2 指定の申請に關する意思の決定を証する書類

3 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人については、その設立時における財産目録とする。

4 指定の申請に關する意思の決定を証する書類

5 役員の氏名及び経歴を記載した書類

6 組織及び運営に関する事項を記載した書類の主たる講習用設備の概要及び整備計画を記載した書類

7 主任講習の業務を行おうとする事務所ごとの主任講習用設備の概要及び整備計画を記載した書類

8 現に行っている業務の概要を記載した書類

9 主任講習の業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

10 主任講習の講師の選任に関する事項を記載した書類

11 その他参考となる事項を記載した書類

（指定講習機関の名称等の変更の届出）

第七十七条 指定講習機関は、法第三十九条の三第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称又は住所若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

（業務規程の記載事項）

第七十八条 法第三十九条の五第一項の総務省令で定める講習の業務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一 主任講習の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 主任講習の業務を行う事務所及び実施場所に関する事項

三 主任講習の業務の実施の方法に関する事項

四 手数料の収納の方法に関する事項

五 主任講習の講師の選任及び解任に関する事項

六 講習修了証又は講習修了証の発行に関する事項

七 主任講習の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

八 その他主任講習の業務の実施に關し必要な事項

（一定款の賃本及び登記事項証明書）

2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人については、その設立時における財産目録とする。

3 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

4 指定の申請に關する意思の決定を証する書類

5 役員の氏名及び経歴を記載した書類

6 組織及び運営に関する事項を記載した書類の主たる講習用設備の概要及び整備計画を記載した書類

7 主任講習の業務を行おうとする事務所ごとの主任講習用設備の概要及び整備計画を記載した書類

8 現に行っている業務の概要を記載した書類

9 主任講習の業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

10 主任講習の講師の選任に関する事項を記載した書類

11 その他参考となる事項を記載した書類

（指定講習機関の名称等の変更の届出）

第七十七条 指定講習機関は、法第三十九条の三第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称又は住所若しくは所在地

二 変更しようとする年月日

（業務規程の記載事項）

第七十八条 法第三十九条の五第一項の総務省令で定める講習の業務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一 主任講習の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 主任講習の業務を行う事務所及び実施場所に関する事項

三 主任講習の業務の実施の方法に関する事項

四 手数料の収納の方法に関する事項

五 主任講習の講師の選任及び解任に関する事項

六 講習修了証又は講習修了証の発行に関する事項

七 主任講習の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

八 その他主任講習の業務の実施に關し必要な事項

(業務規程の認可の申請)

第七十九条 指定講習機関は、法第三十九条の五

第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 指定講習機関は、法第三十九条の五第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(帳簿)

第八十条 法第三十九条の七の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 主任講習の区分
- 二 主任講習の実施年月日
- 三 実施場所
- 四 受講者の氏名、生年月日、住所並びに現に有する無線従事者の資格及び免許証の番号
- 五 講習修了証の番号及び修了の年月日
- 六 法第三十九条の七に規定する帳簿は、主任講習の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(主任講習の実施結果の報告)

第八十一条 指定講習機関は、主任講習を実施したときは、主任講習の区分ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 実施年月日
- 二 実施場所
- 三 受講者数
- 四 受講申請者数
- 五 修了者数
- 六 修了の年月日

- 2 前項の報告書には、受講者の氏名、生年月日、住所並びに現に有する無線従事者の資格及び免許証の番号の一覧表を添えなければならない。
(講習の休廃止の許可の申請)
- 3 第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 4 第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 5 第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

第八十二条 指定講習機関は、法第三十九条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 休止又は廃止しようとする年月日及び休止の範囲

二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

三 休止又は廃止の理由

(講習の引継ぎ)

二 第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 主任講習の業務を総務大臣に引き継ぐこと。
- 二 その他総務大臣が必要と認める事項を引き継ぐこと。

三 第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 主任講習の業務に関する帳簿及び書類を総務大臣に引き継ぐこと。
- 二 主任講習の業務に関する帳簿及び書類を総務大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他総務大臣が必要と認める事項を引き継ぐこと。

(公示)

第八十四条 法第三十九条の三第一項及び第三項、法第三十九条の十一第三項並びに法第三十九条の十一第二項の規定による公示は、官報で告示することによって行う。

第九章 指定試験機関

(指定の区分)

第八十五条 法第四十六条第二項の総務省令で定める区分(以下「試験事務の区分」という。)は、無線従事者の資格の別とする。

(指定の申請)

第八十六条 法第四十六条第二項の規定による指定(以下この章において「指定」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(指定期間の区分)

第八十七条 法第四十七条の総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第一級陸上無線技術士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、次のイ、ロ又はハに掲げた事務における事務について、無線通信に関する学

科を担当する教授又は准教授の職にある者

イ 学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校において、無線通信に関する学

科を担当する教授又は准教授の職にある者

ロ 現に第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者で、当該資格により無線通信に関する業務に七年以上従事していた経験を有するもの

ハ 総務大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認める者

二 第二級総合無線通信士、第二級海上無線通信士又は第二級陸上無線技術士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる者であること。

イ 学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校において、無線通信に関する学

科を担当する教授又は准教授の職にある者

三 第三級総合無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士又は第四級アマチュア無線技士として必要な知識及び技能を有する者

四 第四級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士として必要な知識及び技能を有する者

五 第五級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

六 第六級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

七 第七級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

八 第八級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

九 第九級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十 第十級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十一 第十一級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十二 第十二級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十三 第十三級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十四 第十四級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十五 第十五級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十六 第十六級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十七 第十七級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十八 第十八級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十九 第十九級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

二十 第二十級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

二十一 第二十一級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

二十二 第二十二級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

二十三 第二十三級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

二十四 第二十四級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

三 第三級総合無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士として必要な知識及び技能を有する者

四 第四級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

五 第五級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

六 第六級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

七 第七級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

八 第八級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

九 第九級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十 第十級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十一 第十一級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十二 第十二級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十三 第十三級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十四 第十四級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十五 第十五級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十六 第十六級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十七 第十七級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十八 第十八級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十九 第十九級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

二十 第二十級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

三 第三級総合無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士、第四級アマチュア無線技士として必要な知識及び技能を有する者

四 第四級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

五 第五級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

六 第六級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

七 第七級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

八 第八級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

九 第九級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十 第十級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十一 第十一級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十二 第十二級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十三 第十三級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十四 第十四級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十五 第十五級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十六 第十六級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十七 第十七級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十八 第十八級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

十九 第十九級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

二十 第二十級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者

線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第二号口に該当するもの、第二級海上無線通信士の資格を有する者で前項第二号ハに該当するもの又はこれらと同等以上の技能を有するものと総務大臣が認める者

四 第一級海上特殊無線技士として必要な技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級総合無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第二号口に該当するもの、第二級総合無線通信士若しくは第二級海上無線通信士の資格を有する者で前項第二号口に該当するもの又はこれらと同等以上の技能を有するものと総務大臣が認める者

五 第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、航空無線通信士、航空特殊無線技士又は国内電信級陸上特殊無線技士として必要な技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級総合無線通信士の資格を有する者で前項第二号口に該当するもの、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士として必要な技能及び技能を有する者で前項第二号口に該当するもの又はこれらと同等以上の技能を有するものと総務大臣が認める者

六 試験事務を行う時間及び休日に関する事務

七 試験事務を行なう事務所及び試験地に関する事項

八 試験事務の実施の方法に関する事項

九 手数料の収納の方法に関する事項

十 試験員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

十一 試験事務に関する秘密の保持に関する事項

十二 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十三 試験事務の実施に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

第十九条 指定試験機関は、法第四十七条の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあっては、その者の経歴

四 試験員の選任及び解任の届出

（試験員の選任及び解任の届出）

第五十一条 指定試験機関は、法第四十七条の四第二項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更の理由

（帳簿）

第五十二条 法第四十七条の五において準用する法第三十九条の七の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験事務の区分

二 試験年月日

三 試験者の受験番号、氏名及び生年月日

四 合否の別

五 合格年月日

第六 法第四十七条の五において準用する法第三十九条の七に規定する帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間保存しなければならない。

（試験事務の実施結果の報告）

第七条 指定試験機関は、法第四十七条の二第一項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 試験員の選任及び解任の届出

（試験員の選任及び解任の届出）

第八条 指定試験機関は、法第四十七条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、同項の申請書に当該選任に係る者の就任承諾書を添ねなければならない。

（不正行為の事実）

第九条 指定試験機関は、法第四十七条の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 不正行為のあつた国家試験の区別、試験年月日及び試験地

二 不正行為のあつた国家試験の区別、試験年月日及び試験地

三 不正行為の事実

四 処分の内容及び年月日

五 その他参考となる事項

（公示）

第十条 法第四十七条の五において準用する法第三十九条の三第一項及び第三項、法第三十九条の十第二項、法第三十九条の十一第三項並びに法第三十九条の十二第二項の規定による公示は、官報で告示することによって行う。

（準用）

第十一条 第七十七条、第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は、指定試験機関に準用する。この場合において、第七十七条中「法第三十九条の三第二項」とあるのは「法第四十七条の五において準用する法第三十九条の三第二項」とある。

一二 第二級総合無線通信士又は航空無線通信士として必要な知識及び技能を有する者で第一級総合無線通信士の資格を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級総合無線通信士の資格を有する者で第一項第二号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

二二 第二級海上特殊無線通信士若しくは第一級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有する者で第一項第二号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

三三 第三級総合無線通信士又は第一級海上特殊無線技士として必要な知識及び技能を有する者で第一項第二号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

四四 第一級海上特殊無線技士として必要な技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級総合無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第二号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

五四 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級総合無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第二号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

五六 第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

六六 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級総合無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

七七 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

八八 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

九九 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一〇〇 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一一一 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一二二 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一二三 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一二四 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一二五 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一二六 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一二七 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一二八 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一二九 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一三〇 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一三一 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一三二 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一三三 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一三四 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

一三五 第二級海上無線通信士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、第一級海上無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で前項第一号口に該当するもの又はこれらと同等以上の知識及び技能を有するものと総務大臣が認める者

「第三項」と、「主任講習の業務」とあるのは「試験事務」とそれぞれ読み替えるものとする。

附
則

第一条 この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第六十七号。次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二年五月一日)から施行する。

までの間は、この省令による改正後の従事者規則（以下「新規則」という。）第五条第一項第一号中「同条約附屬電気通信規則（電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。以下この条において同じ。）」とあるのは、「同条約附屬電信規則及び同条約附屬電話規則（電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。）」と、同項第二号、第三号及び第九号中「同条約附屬電気通信規則」とあるのは、「同条約附屬電信規則（電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。）、同条約附屬電話規則（電気通信業務を取り扱う際の基本的規定に限る。）」とする。

（科目合格者等に対する免除に関する経過措置）

二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の従事者規則（以下「旧規則」という。）第六条第一項の規定により改正法による改正前の法の規定による無線従事者の資格（以下「旧資格」という。）の国家試験の予備試験の免除を受けることのできる者は、新規則第六条第一項の規定により、旧規則により予備試験の免除を受けることのできる旧資格に相当する資格の国家試験の予備試験の免除を受けることができる者とみなす。この場合において、予備試験の免除は、免除を受けようとする者が合格した当該免除に係る予備試験が行われた月の翌月の初めから起算して十年以内に実施される国家試験に限り行うものとする。

この省令の施行の際現に旧規則第六条第一項の規定により旧資格の国家試験の電気通信術の試験の免除を受けることのできる者は、新規則第六条第三項の規定により、旧規則により電気通信術の試験の免除を受けることができる者とみなす。この場合において、試験の免除は、免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る電気通信術の試験が行われた月の翌月の初めから起算して三年以内に実施される国家試験に限り行うものとする。

第二章 算法设计与分析

3 この省令の施行の際現に旧規則第
の規定により旧資格の国家試験の試
験、気通信術、国内法規、国際法規、空
電波伝搬、無線機器並びに無線設備
く。)の試験の免除を受けることのでき
り試験科目の試験の免除を受けるこ
と。この場合において、試験の免除を受
けようとする者が合格点を得た当
る試験科目の試験が行われた月の翌
日起算して二年以内に実施される國
り行うものとする。

4 この省令の施行の際現に旧規則第
の規定により旧資格の国家試験の試
験、気通信術、国内法規、国際法規、空
電波伝搬、無線機器並びに無線設備
く。)の試験の免除を受けることのでき
る者、試験の免除は、免除を受
ける者が旧規則第八条第二項に規定す
る資格に相当する資格の国家試験の當
の試験の免除を受けることができる。
において、試験の免除は、免除を受
ける。)の試験の免除を受けることの
申請により、当該免除を受けること
程を修了した日から起算して二年を
での間に実施される国家試験に限り
する。

第四条 第二級無線電機の規定
第一項の規定と同様に、申請にかかる既存の備試験機器の規格による試験料が特例としてこの規定の範囲外となる場合、この規定の適用を受ける。

のできる限りの範囲で、試験の免除を受けることができる。この場合においては、申請により、試験の免除を受けることのできる者と、試験の実施を行なうべき事項の欄には、試験の実施を免除する特例の申請がなされる。この場合においては、試験の実施を免除する特例の申請がなされる。

て合格点を得た試験科目（国内法規、国際法規、空中線系及び電波伝搬、無線機器並びに無線設備管理を除く。）がある者についても同様とする。

の記載事項は、新規則別表第十三号様式の第一にかかわらず、なお從前の例による。

附 則
(平成二年一月二日郵政省令)

の様式によることができる。
船舶局無線従事者証明書は、新規則別表第十一
七号様式にかわらず、当分の間、なお従前の
様式によることができる。

この試験科目についても合格点を得た場合には、当該合格点を得た試験科目の試験が実施された月のうち(いずれか遅い月)に実施され、且つ当該資格の国家試験の法規の試験に合格点を得た者とみなす。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第一号の改正規定、第三十一条第一項の規定を除き、この限りでない。

平成四年四月三十日において現に第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の資格上の特例国家試験の無線機器及び無線設備管理の試験の免査を受けることができる者は、その者

条第一項の表第二「総合無線通信士」の項の次に
次のように加える改正規定、第八十一条第一項
第一号の改正規定（同号口）中「第一級総合無線
通信士」の下に規定、「第一級海上無線通信士」を
加える部分を限る。、同項第二号口中「第一級

が合格点を得た試験科目の試験が実施された月(いすれの試験科目についても合格点を得た場合にあつては、当該合格点を得た試験科目の試験が実施された月のうちいすれか遅い月)に実施されるものとします。

施された当該資格の無線工学Aの試験に合格点を得た者とみなす。

平成四年三月三十日において現に第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線支所七士又は第二級陸上無線支所七士の資格

「無線技術」(第2編)に於ける試験科目的範囲は、その特例実験の空中線索及び電波伝搬並びに無線設備管理の試験の免除を受けることができるのは、その者が合格点を得た試験科目の試験が実施された月(いわゆるかの試験科目について)が実施された月

も合格点を得た場合にあつては、当該合格点を得た試験科目の試験が実施された月のうちは（遅い月）に実施された当該資格の無線工学Bの試験に合格点を得た者とみなす。
（免許登録等一週間の通知書）

よう^に加^える改正規定、別表第十号第一級總会無線通信士の資格認定を受ける者を対象とする講習の項の次に次のように加^える改正規定、別表第十号第四級海上無線通信士の資格認定を受ける者と併^{せよ}て講習の項の「第二及^{そく}合^あ計^{けい}」

第六条

三十一日以前に実施した第一級無線通信士の国

家試験に合格し、又はその本試験において電気通信術の試験に合格点を得た者（同日以前に旧規則第二十二条の規定により第一級無線通信士の資格について認定を受けた学校等を卒業した者で旧規則第九条の規定により第一級無線通信士の国家試験における電気通信術の試験を免除されたものを含む）で第一級無線通信士の資格の国家試験に合格したものに交付する免許証

この省令の施行の日から立成三年六月三一日までの間は、この省令による改正後の従事者規

表則（以下「新規則」という。）第六条第三項の中

		無線通信士
信士	第一級 総合 無線通信士 又は 第二級 総合 無線通	第一級 総合無線通信士 第二級 総合無線通信士 第三級 総合無線通信士 第四級 海上無線通信士 航空無線通信士 第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士
	と あ る の は	第一級 総合無線通信士 第二級 総合無線通信士 第三級 総合無線通信士 第四級 海上無線通信士 航空無線通信士 第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士
		第一級 総合無線通信士 第二級 総合無線通信士 第三級 総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第三級海上無線通信士 第四級海上無線通信士 航空無線通信士 第一級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士 第二級アマチュア無線技士

信士若しくは第二級海上無線通信士」とあるのは「第二級総合無線通信士」と同項第四号中は「第一級総合無線通信士若しくは第一級海上無線通信士」とあるのは「第一級総合無線通信士若しくは第一級海上無線通信士」である。第一級海上無線通信士と、これらとあるのは「これ」と、同項第五号中「第一級総合無線通信士若しくは第一級海上無線通信士の資格を有する者で第一項第一号口に該当するもの、第二級海上無線通信士の資格を有する者で第一項第二号ハに該当するもの又はこれら」とあるのは「第一級総合無線通信士の資格を有する者で第一項第一号口に該当するもの又はこれ」とする。

第二条 平成三年七月一日において現に第二級総合医療自立支援施設等の各三百二十ヶ所を各の開設者（経過措置等）

合無綱通信士の資格を有する者又は同資格の国家試験に合格している者若しくは同資格の認定を受けている者で、平成六年六月三十日までの間に受けた者が、平成六年六月三十日までの間に第一級総合無線通信士の国家試験を受ける場合

は、申請により電気通信術の試験を免除する。
前項の規定により試験の免除を申請するときは、別表第四号様式第1中免除を希望する試験に関する事項の欄の根拠条項の欄に「附2」について記入する。

3 I の文字を記入するものとする。
平成三年七月一日において現にこの省令による改正前の従事者規則(以下「旧規則」という。)第六条第三項の規定により第一級総合無限通算七又は第二級合算無限通算七の資格の個人

する。この場合において、試験の免除は、免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る電気通信術の試験が行われた月の翌月の初めから起算して3年以内に実施される国家試験に限り行う。三十。

4 は附に付けるものとする。
前項の規定により試験の免除を申請するときは、別表第四号様式第一項中免除を希望する試験に関する事項の欄の根拠条項の欄に「附2」の文字を記載するものとする。

5
平成三年七月一日において現に旧規則附則第四条第二項の規定により、第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士の資格の電気通信術の試験の免除を受けることのできる者が、旧規則附則第三条の第一級総合無線通信士の資格の特例国家試験を受ける場合は、申請により電

気通信術の試験を免除する。この場合において、試験の免除は、免除を受けようとする者が合格点を得た当該免除に係る電気通信術の試験が行われた月の翌月の初めから起算して三年以内に実施される特例国家試験に限り行うものとする。

第三条 旧規則の規定により交付された免許証（第三級総合無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士の資格に係るものとみなす。新規則別表第十三号様式によるものとみなす。前項の場合において、無線従事者規則の全部を改正する省令（平成二年郵政省令第十八号）による改正前の従事者規則の規定により、昭和五十八年三月三十一日以前に実施した第一級無線通信士の国家試験に合格し、又はその本試験において電気通信術の試験に合格点を得た者（同日以前に同規則第二十二条の規定により第一級無線通信士の資格について認定を受けた学校等を卒業した者で同規則第九条の規定により第一級無線通信士の国家試験における電気通信術の試験を免除されたものを含む。）で第一級無線通信士の資格の国家試験に合格したもの免許証については、その記載事項中、「第一級無線電子証明書」とする。

第四条 第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、第一級アマチュア無線技士、第一級海上特殊無線技士及び第四級アマチュア無線技士に交付する免許証は、新規則別表第十三号様式第4の規定にかかるらず、当分の間、なお従前の様式によることができる。

附 則 （平成三年一二月一一日郵政省令第六三号）

この省令は、平成四年二月一日から施行する。

附 則 （平成四年一一月一四日郵政省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成四年二月一日から施行する。

附 則

（平成四年一二月一一日郵政省令第六三号）

この省令は、平成四年二月一日から施行する。

附 則

（平成四年一一月一四日郵政省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成四年十二月一日から施行する。

附 則 （平成五年二月四日郵政省令第二号）抄

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成四年法律第七十四号）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

附 則 （平成五年一〇月二九日郵政省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成五年一一月二六日郵政省令第六一号）抄

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 （平成六年三月一一日郵政省令第一四号）抄

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 （平成七年三月一四日郵政省令第十四号）

この省令は、平成七年三月一四日から施行する。

附 則 （平成七年一二月一四日郵政省令第七五号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成七年一二月一四日郵政省令第七七号）抄

この省令は、平成九年一月一日から施行する。

附 則 （平成八年一二月一二日郵政省令第三四号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成八年一二月一二日郵政省令第三四号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年一二月一二日郵政省令第三四号）

この省令は、平成九年一二月一二日から施行する。

除に係る予備試験が行われた月の翌月の初めから起算して十年以内に、免除を受けようとする者が郵政大臣の認定を受けた学校等を卒業した日から十年以内に、それぞれ実施される国家試験に限り行うものとする。

る。

場合は、申請により電気通信術の試験を免除する。

る。

試験を免除されたものを含む。)で第一級無線通信士の資格の国家試験に合格したもの免許証については、その記載事項中、「第一級無線電子証明書並びに航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する第二級無線電信通信士証明書」とあるのは、「第一級無線電子証明書」とする。

附 則 (平成九年六月二六日郵政省令第

(施行期日) (この省令は、公布の日から施行する。)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) (この省令は、施行する。

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前従事者規則(以下「旧令」という。)第三十三条第一項の規定による講習を修了している者であつて無線従事者の免許を受けていないものに対する無線従事者の免許については、なお従前の例による。

3 この省令の施行前に旧令第三十七条の指定を受けた指定講習実施者が行う指定講習であつて、この省令の施行の日から平成十年三月三十日までに終了する指定講習の課程については、この省令による改正後の従事者規則第三十条の認定を受けた講習課程とみなす。

4 附 則 (平成一〇年一月二九日郵政省令第一号)

1 この省令は、平成十年二月一日から施行する。

2 無線従事者国家試験申請書、経歴証明書、無線従事者免許申請書、無線従事者免許証再交付申請書、無線従事者免許証訂正申請書、船舶局無線従事者証明書訂正申請書、船舶局無線従事者証明書再交付申請書、船舶局無線従事者証明に係る再訓練の申請書及び主任無線従事者講習受講申請書は、この省令による改正後の無線従事者規則別表第四号様式、別表第五号様式、別表第十一号様式、別表第十五号様式、別表第十六号様式、別表第十九号様式から別表第二十一号様式まで及び別表第二十五号様式にかかわらず、当分の間、なお従前の様式によることができる。

5 附 則 (平成一〇年五月一一日郵政省令第二〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

6 附 則 (平成一〇年三月三〇日郵政省令)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、公布の日から施行する。

3 この省令は、公布の日から施行する。

4 附 則 (平成一〇年一月二九日郵政省令)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、公布の日から施行する。

3 この省令は、公布の日から施行する。

4 附 則 (平成一〇年八月一三日郵政省令第七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、公布の日から施行する。

3 この省令は、公布の日から施行する。

4 附 則 (平成一〇年八月一三日郵政省令第七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、公布の日から施行する。

3 この省令は、公布の日から施行する。

4 附 則 (平成一〇年五月一一日郵政省令第四四号)

1 この省令は、平成十年六月一日から施行する。ただし、別表第十六号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月二七日郵政省令第六〇号)抄

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十九号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月一〇日総務省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月二三日総務省令第一〇〇号)抄

この省令は、電波法関係手数料令の一部を改正する政令(平成十六年政令第十二号)の施行の日(平成十六年三月二十九日)から施行する。

附 則 (平成一六年二月二六日総務省令第八号)抄

この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十八号)の施行の日(平成十六年一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一六年二月二十五日総務省令第二六号)抄

この省令は、電波法関係手数料令の一部を改正する政令(平成十六年政令第十二号)の施行の日(平成十六年三月二十九日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二二日総務省令第四四号)抄

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二二日総務省令第七八号)抄

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二三日総務省令第一〇〇号)抄

この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成十三年法律第四四八号)の施行の日(平成十三年七月二十五日)から施行する。

附 則 (平成一七年五月二四日総務省令第九五号)抄

この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成十三年法律第四四八号)の施行の日(平成十三年七月二十五日)から施行する。

1	この省令は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
2	この省令の施行前に行われた第二級アマチュア無線技士の資格の国家試験において電気通信術の試験に合格している者は、その合格した電気通信術の試験が行われた月の翌月の初めから起算して三年以内に行われる第一級アマチュア無線技士の資格の国家試験を受ける場合に限り、申請により電気通信術の試験を免除する。 前項の規定により電気通信術の試験の免除を申請する場合は、別表第四号様式第3による無線従事者国家試験申請書中免除を希望する試験科目に関する事項の欄の根拠条項の欄に「17年附則-12」と記載するものとする。
3	この省令の施行の際現に実施している第三級アマチュア無線技士の資格の養成課程に係る第二十一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。
4	この省令の施行の際現に第三級アマチュア無線技士の資格を有する者が、第一級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の資格の国家試験を受ける場合は、申請により電気通信術の試験を免除する。
5	次に掲げる者が、第一級アマチュア無線技士の資格の国家試験に合格し、この省令の施行前に当該資格の免許を受けた者無線技士の資格の国家試験に合格し、この省令の施行後に当該資格の免許を受けた者
6	前項の規定によりお従前の例によることとされた第三級アマチュア無線技士の資格の養成課程を修了し、当該資格の免許を受けた者
7	この省令の施行後に第三級アマチュア無線技士の資格の養成課程を実施しようとする者についての法第四十一条第二項第二号の認定及びこの省令の施行後に第三級アマチュア無線技士の資格の養成課程を修了し、当該資格の免許を受けた者

1	この省令は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、附則第六項の規定は、公布の日から施行する。 (施行期日等)
2	この省令の施行の日から平成十九年三月三十日までの間は、改正後の第十四条第一項第五号二、第二十二条第二項第五号並びに第八十七条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イ中「准教授」とあるのは、「助教授」とする。 (経過措置)
3	この省令の施行の際現に改正前の第十四条の規定に基づき提出されている学校等の認定の申請は、改正後の第十四条の規定に基づき提出されたものとみなす。
4	この省令の施行の際現に第三十一条第二項の規定を行つている者は、速やかに確認を受けようとする科目的開設の期間を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。
5	改正後の第十六条第一項又は第二項の規定による変更の届出、同条第三項の規定による当該認定の取消しの申請、同項ただし書の規定による変更の届出、第十八条第一項の規定による廃校等の届出、第三十二条第一項の規定による変更の届出、同条第二項の規定による当該認定の取消しの申請、第三十二条の三第一項の規定による廃校等の届出及び第四十二条第一項の規定による廃止の届出(次項において「改正後の規定による変更の届出等」という)は、この省令の施行後に生じた変更又は廃校等について適用するものとし、この省令の施行前に生じた変更又は廃校等については、なお従前の例による。

1	この省令による改正前の従事者規則の規定により交付された船舶局無線従事者証明書でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の従事者規則の規定により交付されたものとみなす。 (経過措置)
2	この省令による改正前の従事者規則(以下「旧規則」という。)の規定により交付された免許証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の従事者規則(以下「新規則」という。)の規定により交付されたものとみなす。
3	前項の規定により交付されたものとみなされた免許証のうち、無線従事者規則の全部を改正する省令(平成二年郵政省令第十八号)による改正前の無線従事者規則(昭和三十三年郵政省令第二十八号。以下「旧令」という。)の規定により、昭和五十八年三月三十一日以前に実施した第一級無線通信士の国家試験に合格し、又はその本試験において電気通信術の試験に合格した第一級無線通信士の資格について認定を受けた学校等を卒業した者で旧令第九条の規定により第一級無線通信士の国家試験に合格を受けたものと含む。)で第一級無線通信士の資格に合格したものと見なす。
4	この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百三十六号)及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十年四月一日)から施行する。 (経過措置)

1	この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年十月一日)から施行する。 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。 附 則 (平成二〇年一月二八日総務省令第一二六号抄)
2	この省令による改正前の従事者規則の規定により交付された免許証のうち、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第三級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格に係るものでこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の従事者規則の規定により交付されたものとみなす。
3	この省令の施行の日から平成二十年十二月一日までの間は、改正後の第十四条第一項第五号二、第二十二条第二項第五号並びに第八十七条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イ中「准教授」とあるのは、「助教授」とする。 (経過措置)
4	この省令の施行の際現にされた養成課程の認定の申請の審査については、なお従前の例による。
5	この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。 (施行期日)

者のものについては、その記載事項中、「第一級無線電子証明書」とあるのは、「第一級無線電信通信士証明書」第一級無線電子証明書とする。

附 則（平成三十一年三月二十九日総務省令第一四号）
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条中無線従事者規則別表第二十一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

びに別表第二号の三第三の注⁶、注⁸たゞ一書、注14(1)イ及び同注(2)の改正規定を除く。)の規定並びに第六条(無線従事者規則別表第十一号様式の改正規定に限る。)の規定は、令和五年九月二十五日から施行する。
(経過措置)
無線従事者免許申請書及び無線従事者免許証

十九条の規定により免許証の訂正を受けることができる。この場合において、新規別表第十一号様式中「再交付」とあるのは「訂正」に、「無線従事者規則第50条の規定」とあるのは「平成21年総務省令第103号附則第4項」とする。

附則(平成二十三年五月一七日総務省令
第四八号)
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二四年一月一一日総務省令
第1号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第七条の改正規定は

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条中無線従事者規則第九十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行す
る。

附 則（平成二五年八月一六日総務省令
第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

(第七号) この省令は、平成一十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日総務省令
第三五号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

(施行期日) 附則四号 (平成三十一年三月一日) 総務省令第抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成三十年三月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月二九日総務省令
第一四号）

びに別表第二号の三第三の注6、注8ただし書、注14(1)イ及び同注(2)の改正規定

総級一第	格資るす有に現が者驗受		4 無線従事者免許申請書及び無線従事者免許証 再交付申請書は、この省令による改正後の無線従事者規則（以下「新無線従事者規則」という。）別表第十一号様式の様式にかかわらず、第一項ただし書に規定する施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の様式によることができる。この場合において、新無線従事者規則第四十六条又は第五十条に基づく申請と、アマチュア局の免許に係る申請（法第六条の規定によるアマチュア局の免許の申請又は法第十九条の規定による電波の型式、周波数及び空中線電力の指定の変更の申請に限る。）とを同時にすることは、その旨をこの省令による改正前の無線従事者規則別表第十一号様式の余白に記載するものとする。
上級 第 無 陸 一	資 格 す る 驗		
	基礎の学工線無		
	A学工線無		
	B学工線無		
	術信通気電		
○	規法		
	語英		
	学工線無		

通線無上海級一第		士信通線無合總級三第		士信通線無合總級二第			士信通線無合	
合級第 無總二	信線合級第 士通無總一	士線殊上級第 技無特海一	信線上級第 士通無海三	士線殊上級第 技無特陸一	術線上級第 士技無陸二	信線上級第 士通無海二	術線 士技	
○	○					○		
						○		
						○		
		○		○	○			
		○	○					

士信通線無上海級三第			士信通線無上海級二第			士信			
上級第 無海二	信線上級第 士通無海一	信線合級第 士通無總三	信線上級第 士通無海一	信線合級第 士通無總三	信線合級第 士通無總二	術線上級第 技無陸二	信線合級第 士通無總三	信線 士通	
				○	○	○	○		
○	○		○						
○	○		○						
○	○	○	○	○	○		○		
士術技線無上陸級一第			士技線無殊特空航			士信通線無上海級四第			
合級第 無總三	信線合級第 士通無總二	信線合級第 士通無總一	士通無航 信線空	士線殊上級第 技無特海一	信線上級第 士通無海三	信線上級第 士通無海四	信線上級第 士通無海五	信線 士通	
○	○	○							
	○	○							
	○	○							
			○						
							○		
○					○		○		
特航 殊空	士通無航 信線空	士線殊上級第 技無特海三	士線殊上級第 技無特海二	士線殊上級第 技無特海一	信線上級第 士通無海四	信線上級第 士通無海三	信線上級第 士通無海二	信線上級第 士通無海一	信線 士通
							○	○	
							○	○	
							○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○		
士術技線無上陸級二第									
殊上級第 無特海一	信線上級第 士通無海四	信線上級第 士通無海三	信線上級第 士通無海二	信線上級第 士通無海一	信線合級第 士通無總三	信線合級第 士通無總二	信線合級第 士通無總一	技無 線	
			○	○	○	○		○	
			○			○			
			○			○			
○	○	○			○				

信 線 合 級 第 士 通 無 総 二		信 線 合 級 第 士 通 無 総 一		格る有現者受 資すにが驗		別表第 二号 (第八 条第一 項関係)					
信 線 合 級 第 士 通 無 総 一	術 線 上 級 第 士 技 無 陸 一			資す受 格る驗			技 無 特 航 士 線 殊 空	士 通 無 航 信 線 空	士 線 殊 上 級 第 技 無 特 海 三	士 線 殊 上 級 第 技 無 特 海 二	士 線 技
上 以 年 五	上 以 年 三	上 以 年 三		歷 經 務 業							
○	○	○	○	礎 基 の 学 工 線 無							
○ 1 *	○ 1 *			術 信 通 気 電							
○ 3 *		○		規 法							
○ 4 *	○ 4 *			理 地							
○ 5 *				語 英			○	○	○	○	○

級 第 陸 二	信 線 上 級 第 士 通 無 海 二	信 線 合 級 第 士 通 無 総 三									
級 第 陸 一	信 線 上 級 第 士 通 無 海 一	信 線 上 級 第 士 通 無 海 三	信 線 上 級 第 士 通 無 海 二	信 線 合 級 第 士 通 無 総 二	術 線 上 級 第 士 技 無 陸 二	信 線 上 級 第 士 通 無 海 二	信 線 上 級 第 士 通 無 海 一				
年 三	上 以 年 三	上 以 年 三	上 以 年 三	上 以 年 五	上 以 年 三	上 以 年 三	上 以 年 五	上 以 年 三	上 以 年 五	上 以 年 三	
○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○ 1 *	○ 1 *	○ 2 *	○ 2 *		○ 1 *	○ 1 *	○ 1 *	○ 1 *	
○	○					○	○ 3 *		○ 3 *		
				○ 4 *					○ 5 *		
○									○ 5 *		

者 線 路 主 任 技 術	受 験 者 が 現 に 有 す る 資 格					別 表 第 三号 (第八 条第三 項関係)	1 注 業 務 経 歴 は、受 験 者 が 現 に 有 す る 無 線 従 事 者 の 資 格 に よ り、無 線 局 (ア マ チ ョ ア 局 を 除 く) の 無 線 設 備 の 操 作 に 従 事 し た も の に 限 る。				
士 第 二 級 海 上 無 線 通 信	士 第 一 級 総 合 無 線 通 信	士 第 三 級 総 合 無 線 通 信	士 第 二 級 総 合 無 線 通 信	士 第 一 級 総 合 無 線 通 信	士 第 二 級 陸 上 無 線 技 術	士 第 一 級 陸 上 無 線 技 術	士 第 二 級 海 上 無 線 通 信	士 第 一 級 海 上 無 線 通 信	士 第 二 級 陸 上 無 線 技 術	士 第 一 級 陸 上 無 線 技 術	2 免 除 す る 科 目
基 础 学 無 線 の 工	基 础 学 無 線 の 工			学 A 無 線 工	基礎 及 び 学 の 基						

工 事 担 任 者 (第一 級 ア ナ ロ グ 通 信 、 第 一 級 デ ジ タ ル 通 信 及 び 総 合 通 信 に 限 る。)	士 第 二 級 総 合 無 線 通 信 士 第 三 級 総 合 無 線 通 信	士 第 二 級 海 上 無 線 通 信	士 第 一 級 陸 上 無 線 技 術
注 電 気 通 信 主 任 技 術 者 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る。省 令 (令 和 二 年 総 務 省 令 第 八 十 五 号) 附 則 第 三 条 第 十 八 項 の 規 定 に よ り、な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ る A I 第 一 種 及 び D D 第 二 種 並 び に 工 事 担 任 者 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 (平 成 十 七 年 総 務 省 令 第 七 十 八 号) 附 則 第 一 条 第 一 項 の 規 定 に よ り、な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ る ア ナ ロ グ 第 一 種 、 ア ナ ロ グ 第 二 種 、 デ ジ タ ル 第 一 種 、 デ ジ タル 第 二 種 及 び ア ナ ロ グ 、 デ ジ タ ル 総 合 种 を 含 む。			

注1) 印刷の欄は、黒字にしてないこと。
2) 受取、免許の別欄、免許を希望する試験に関する事項の欄、現に有する資格の欄及び学歴の欄の記入並びに受験整理にはるる写真については、第1の様式の左から右6までに備すること。
3) 郵便窓口の郵便番号記入栏の色は、朱色又は金赤とする(黒、青色のインクを混入しないこと。)。

(数字の単位は、ミリメートル)

(表題)											
被験者登録欄						収入印紙					
被験者登録欄			被験者登録欄			被験者登録欄			被験者登録欄		
被 験 者 登 録 欄	<input type="checkbox"/>										
住 所 _____			住 所 _____			住 所 _____			住 所 _____		
職 方 _____			職 方 _____			職 方 _____			職 方 _____		
年 齢 _____			年 齢 _____			年 齡 _____			年 齡 _____		
(略)											

別表第五号様式（第10条、第46条関係）

合意によっては、法の規定も、既存の権利や義務を尊重に入ること。

3事務官は、次に上記した順序で権限を行使すること。

- (1) 従事者から手記し、封印押捺せしまじき書面を提出してもらふ。
- (2) その書面が、封印押捺せしまじき書面であることを確認せしむれば、その書面は、封印押捺せしまじき書面に於て署名せしものと見定めて扱ふ。ただし、署名後又は前に改ざんが有りたる、その書面はもとより「改ざん」したものと見定められること。
- (3) 請求書の記載事項に、1回以上署名せしものと見定められ、合意して貰ふものと見定められること。
- 4経理部門は、無断の外人、外客、外取引の取扱いに際しては、封印押捺せしまじき書面にて署名せしものと見定めること。
- 5従事者たる個人は又は其の配偶者等の親類の従事者たる個人は、権限を委譲するに際しては、封印押捺せしまじき書面にて署名せしものと見定められること。

第一級陸上特殊無線技士の養成課程		第一級航空特殊無線技士の養成課程				第一級航空無線通信士の養成課程				第一級海上特殊無線技士の養成課程		第一級レーダー級海上特殊無線通信士の養成課程	
規法	学工線無	規法	術信通気電	学工線無	語英	規法	術信通気電	学工線無	規法	学工線無	規法	学工線無	
第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士	第一級陸上無線技術士	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士	第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士	第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士	第一級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士	第一級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士	
第一級陸上無線技術士	第一級陸上無線技術士	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士	第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士	第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士	第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士	第一級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士	第一級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士	第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士又は第三級海上無線通信士	

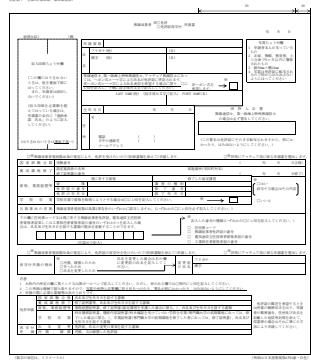
別表第七号の二（第二十一一条関係）		別程養成課授業科目																					
第三級海上通信士		第三級海上無線通信士		第四級海上無線通信士		第四級海上無線通信士		第五級海上無線通信士		第五級海上無線通信士		第六級海上無線通信士											
技士特殊海上第一級		技士海上第一級		技士海上第一級		技士海上第一級		技士海上第一級		技士海上第一級		技士海上第一級											
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目										
技術に関する科目	電子計測その他の無線測定	電気通信術その他の通信実験	電子計測その他の無線測定	電磁波工学その他の空中線系及び電波伝搬に関する科目	無線機器学その他の無線機器に関する科目	通信憲章、通信条約その他の国際条約に関する科目	電波法規その他の無線測定	電波法工学その他の空中線系及び電波伝搬に関する科目	電子計測その他の無線測定	電磁波工学その他の無線機器に関する科目	無線機器学その他の無線機器に関する科目	英会話に関する科目	電波法規その他の電波法令に関する科目										
以上四時間	以上	一時間	以上	三時間	間以上	十三時	以上	十時間	間以上	六時間	二十時	上時間	七十四時間	以上	四時間	百六十	二十四時	百四時	二十四時	二十六	二時間	五時間	十九時

通信工学										電波法規その他電波法令									
士官候補生					士官候補生					士官候補生					士官候補生				
通信工学		電波法規その他電波法令			通信工学		電波法規その他電波法令			通信工学		電波法規その他電波法令			通信工学		電波法規その他電波法令		
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
電波法規その他電波法令に関する科目	電子計測その他無線測定	電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電子通信術その他通信実験	電気通信術その他通信実験	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生	士官候補生
上時 間 以 下 五 十五	上 時 間 以 上 四 時 間	上 時 間 以 上 二 時 間	上 時 間 以 上 十 時 間	上 時 間 以 上 四 十 一	上 時 間 以 上 六 時 間	上 時 間 以 上 八 時 間	上 時 間 以 上 六 時 間	上 時 間 以 上 八 時 間	上 時 間 以 上 二 時 間	上 時 間 以 上 三 時 間	上 時 間 以 上 十八 時	上 時 間 以 上 一 時 間	上 時 間 以 上 二 時 間	上 時 間 以 上 二 時 間	上 時 間 以 上 十 時 間	上 時 間 以 上 四 十 四	上 時 間 以 上 二 時 間	上 時 間 以 上 二 時 間	

程習定の信線上級第 課講認士通無海三	程習定の信線上級第 課講認士通無海二	程習定の信線上級第 課講認士通無海一	
学工線無	語英び及規法	学工線無	学工線無
第一級総合無線通信士若しくは第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士の資格を有する者で無線通信に関する業務に三年以上従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の知識及び経験を有するものと總務大臣が認める者	第一級総合無線通信士若しくは第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士の資格を有する者で無線通信に関する業務に五年以上従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の知識及び経験を有するものと總務大臣が認める者	第一級総合無線通信士若しくは第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士の資格を有する者で無線通信に関する業務に五年以上従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の知識及び経験を有するものと總務大臣が認める者	第一級陸上無線技術士の資格を有する者で無線通信に関する業務に五年以上従事した経験を有するもの、第一級総合無線通信士若しくは第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者で無線通信に関する業務に五年以上従事した経験を有するもの又はこれらと同等以上の知識及び経験を有するものと總務大臣が認める者

程習定の術線上級第 課講認士技無陸一	程習定の信線上級第 課講認士通無海四		
学工線無	規法	学工線無	語英及び規法術、信通氣電
総務大臣が認める者	第一級総合無線通信士、第二級 総合無線通信士、第一級海上無 線通信士、第一級陸上無線技術 士若しくは第二級陸上無線技術 士の資格を有する者で無線通信 に関する業務に三年以上従事し た経験を有するもの又はこれら と同等以上の知識及び経験を有 するものと総務大臣が認める者 第一級総合無線通信士、第二級 総合無線通信士、第一級海上無 線通信士若しくは第二級海上無 線通信士の資格を有する者で無 線通信に関する業務に三年以上 従事した経験を有するもの又は これらと同等以上の知識及び経 験を有するものと総務大臣が認 める者	海上無線通信士若しくは第二級 海上無線通信士の資格を有する 者で無線通信に関する業務に三 年以上従事した経験を有するも の又はこれらと同等以上の知識 及び経験を有するものと総務大 臣が認める者	第一級総合無線通信士、第一級 海上無線通信士若しくは第二級 海上無線通信士の資格を有する 者で無線通信に関する業務に三 年以上従事した経験を有するも の又はこれらと同等以上の知識 及び経験を有するものと総務大 臣が認める者

別表第十一号様式（第46条、第50条関係）



別表第十二号様式 削除
別表第十三号様式 (第47条関係)

別紙第十三号(株式会社の登記用紙)	
(裏面)	
被執筆者免許証	
(被執筆者印)	
<p>(被執筆者印) (被執筆者印) (被執筆者による被執筆者の名前)(注1) (被執筆者の年齢) (被執筆者の性別) (被執筆者の誕生日) 免許の種類 (被執筆者 grant (注1)) 本名(注2) 假名(注3) 生年月日(注4) 本籍地(注5) 上記は、被執筆者が執筆規範により、上記被執筆者の免許をえたもの であることを保證する。 </p>	
免許料金	
交付料金(注1) 被執筆者(注2) □	
(被執筆者印)	
<p>(裏面)</p> <p>(被執筆者による被執筆者)(注1)</p>	
<hr/> <p>Signature of the holder of the license</p> <p>(持票人印)(注4)</p> <hr/>	
<p>(被執筆者印)</p>	

(1) 第一回合：通常は、第一回合は、各陣営の主將が、敵陣に進出し、敵陣を攻撃する。第一回合は、敵陣を攻撃するので、敵陣は、第一回合で、必ず攻撃する。第一回合では、敵陣は、必ず攻撃する。第一回合では、敵陣は、必ず攻撃する。

(2) 第二回合：第一回合で、敵陣が攻撃した後、第二回合は、各陣営の主將が、敵陣を攻撃する。第二回合は、敵陣を攻撃するので、敵陣は、第二回合で、必ず攻撃する。第二回合では、敵陣は、必ず攻撃する。第二回合では、敵陣は、必ず攻撃する。

(3) 第三回合：第一回合と第二回合で、敵陣が攻撃した後、第三回合は、各陣営の主將が、敵陣を攻撃する。第三回合は、敵陣を攻撃するので、敵陣は、第三回合で、必ず攻撃する。第三回合では、敵陣は、必ず攻撃する。第三回合では、敵陣は、必ず攻撃する。

(4) 第四回合：第一回合と第二回合と第三回合で、敵陣が攻撃した後、第四回合は、各陣営の主將が、敵陣を攻撃する。第四回合は、敵陣を攻撃するので、敵陣は、第四回合で、必ず攻撃する。第四回合では、敵陣は、必ず攻撃する。第四回合では、敵陣は、必ず攻撃する。

(5) 第五回合：第一回合と第二回合と第三回合と第四回合で、敵陣が攻撃した後、第五回合は、各陣営の主將が、敵陣を攻撃する。第五回合は、敵陣を攻撃するので、敵陣は、第五回合で、必ず攻撃する。第五回合では、敵陣は、必ず攻撃する。第五回合では、敵陣は、必ず攻撃する。

(6) 第六回合：第一回合と第二回合と第三回合と第四回合と第五回合で、敵陣が攻撃した後、第六回合は、各陣営の主將が、敵陣を攻撃する。第六回合は、敵陣を攻撃するので、敵陣は、第六回合で、必ず攻撃する。第六回合では、敵陣は、必ず攻撃する。第六回合では、敵陣は、必ず攻撃する。

(7) 第七回合：第一回合と第二回合と第三回合と第四回合と第五回合と第六回合で、敵陣が攻撃した後、第七回合は、各陣営の主將が、敵陣を攻撃する。第七回合は、敵陣を攻撃するので、敵陣は、第七回合で、必ず攻撃する。第七回合では、敵陣は、必ず攻撃する。第七回合では、敵陣は、必ず攻撃する。

(8) 第八回合：第一回合と第二回合と第三回合と第四回合と第五回合と第六回合と第七回合で、敵陣が攻撃した後、第八回合は、各陣営の主將が、敵陣を攻撃する。第八回合は、敵陣を攻撃するので、敵陣は、第八回合で、必ず攻撃する。第八回合では、敵陣は、必ず攻撃する。第八回合では、敵陣は、必ず攻撃する。

(9) 第九回合：第一回合と第二回合と第三回合と第四回合と第五回合と第六回合と第七回合と第八回合で、敵陣が攻撃した後、第九回合は、各陣営の主將が、敵陣を攻撃する。第九回合は、敵陣を攻撃するので、敵陣は、第九回合で、必ず攻撃する。第九回合では、敵陣は、必ず攻撃する。第九回合では、敵陣は、必ず攻撃する。

(10) 第十回合：第一回合と第二回合と第三回合と第四回合と第五回合と第六回合と第七回合と第八回合と第九回合で、敵陣が攻撃した後、第十回合は、各陣営の主將が、敵陣を攻撃する。第十回合は、敵陣を攻撃するので、敵陣は、第十回合で、必ず攻撃する。第十回合では、敵陣は、必ず攻撃する。第十回合では、敵陣は、必ず攻撃する。

	<p>(2頁)</p> <p>證明書の番号 證明の年月日 氏名 NAME: 生年月日 DATE OF BIRTH:</p> <p style="text-align: center;">(新) 上の方は、無線従事者規則により、船舶局無線従事者證明を受けたものであることを證明する。</p> <p style="text-align: right;">年月日 總務大臣</p> <p style="text-align: right;">◎</p>
--	---

(4頁)						(5頁)	
経歴 Record of Service							
1. 職務関係							
通航又は解任の区別及びその年月日	年月日	種別	識別符号	免許番号又は国籍	職名及び氏名 Name and Signature of Ship Master		
雇用又は解任 Employed or Dismissed	Year Month Day	Class of station	Call Sign	Nationality			

	<p>(6頁) (8頁) (10頁)</p> <p style="text-align: center;">(7頁) (9頁) (11頁)</p>
--	---

(12頁)						(裏表紙の内面)	
2. 訓練関係						注意事項	
修了年月日	訓練実施者	確認欄					
航行記載欄							

別紙第十九号(登録名前)	
船舶所有者登録事項届出書(正)申請書	
年 月 日	
船舶名義	
船舶番号 □□□□□□□□	
住所 電話	
(フリガナ) ふるさと	
船舶所有者登録事項の訂正を受け付けて、船舶所有者登録事項の規定に	
5. 別紙登録事項を記入して捺印せよ。	
登録 明 碑 号	登録 号
登録 年 月 日	年 月 日
(フリガナ)	
本名及び登録登録日	年 月 日
(フリガナ)	
実 氏 名	
英 氏 名	

照 例 取 (日本便兼規程第10条)
は、 越明書の郵送を希望するときは、 郵便切手を付し、 申請者の住所の郵便番号、 住所及び氏名を記載した近逓局封筒を添えて申請すること。 この場合において、 封筒は越明書1通を封入しるものとし、 郵便切手はこれを内容とする郵便物の郵便料金に相当するものとする。

別表第十八号様式 削除
別表第十九号様式
(第56条関係)

短　辯　（日本産業技術会議4号函）

注1 理由の欄及び附書類欄の各事項は、該当する事項の数字を□で囲み、△を複数の場合は、出氏名及び新氏名を□内に記入すること。

2 越前明の署名及び経年月年月日は、申請前に有していた眞面目について記入すること。

3 越前明の署名を希望するときは、廻復便手はりを、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、該送付封筒を提出して申請すること。この場合においては、越前明1通を送り入らうものとし、廻復便手はこれを内容とする廻復便の郵便料金に当支するものとす。

別表第二十号様式（第57条関係）

16. 地理規則第24條の15項に規定する用語は各項別に規定すること。

別表第二十一号様式（第59条関係）

注 1 2 3 る。この実施時期のほか、臨時にを行うことができる。経過していない者については、十二時数に短縮することができる。証明の効力を失い、その失った日から二年を一時数は、五〇分とする。

講習	陸上主任
(注2)	無線設備の操作の監督
最新の無線工学	六時間以 上

1 注 時時受講型講習にあつては、同時受講型講習に相当する教育効果が得られる時間とする。2 無線局の監督に際して、遵守しなければならない法令に関する事項を含む。

別表第二十五号様式（第73条関係）